

審査要領

公益社団法人全日本高等学校ギター・マンドリン音楽振興会

全国高等学校ギター・マンドリン音楽コンクール実施要綱に基づき、審査員、審査方法、賞等について定める。

第1 審査員

- (1) 審査員は7名とする。
- (2) 参加する学校の指導者を除く。
- (3) 審査員の任期は3年(再任は可)とする。
- (4) その年度の審査員の氏名は募集要項で公表する。

第2 審査の方法

- (1) 審査員は1人1校10点満点で審査する。
- (2) 審査基準は、下記の通りとする。

ア 努力: 1点、2点、3点、4点

イ 優良: 5点、6点、7点

ウ 優秀: 8点、9点、10点

第3 賞について

- (1) 合計点数の高い順に優秀賞、優良賞、努力賞を授与する。
- (2) 上記の各賞の数は概ね3:4:3とする。
- (3) 特別賞は合計点数が高い順に授与する。ただし、同点の場合は、審査員の協議のうえ審査員の投票によって決定する。

ア 1位 文部科学大臣賞 1校

イ 2位 朝日新聞社賞 2校

ウ 3位 全国知事会賞 2校

エ 4位 大阪府知事賞 1校

オ 5位 吹田市長賞 2校

カ 6位 国際賞 5校以内

- (4) その他の賞は、下記の通りとする。ただし、連続年数にはフェスティバルでの年数も加算する。

ア 3年連続優秀賞 3年連続して優秀賞を受賞した学校

イ 15年連続優秀賞 15年連続して優秀賞を受賞した学校

ウ 連続出場賞 10年ごとに連続して出場した学校

第4 各賞は振興会ホームページで公表する

- (1) 合計点数及び点数分布表と講評記録は各校に送付する。

附則 平成25年度のコンクールはこの要領に基づいて実施するが、翌年度からは前年の反省を基に逐次改善していくものとする。

附則 平成25年8月4日一部改正

附則 平成26年10月1日一部改正

附則 平成27年11月16日一部改正

附則 平成30年7月25日一部改正

附則 令和4年2月22日一部改正

附則 令和4年11月30日一部改正

附則 令和5年11月16日一部改正

附則 令和6年5月27日一部改正